

6 森林整備によるCO₂吸収量認証制度

「美しいしばの森林づくり 森林整備によるCO₂吸収量認証制度」の概要

1 背景と目的

地球温暖化防止をはじめ、森林の持つ役割が発揮されるよう、県では、団体、企業等の多様な主体が参加する「美しいしばの森林づくり」を推進しています。

特に、近年、CO₂吸収源としての森林の重要性が認識されてきており、企業のCSR活動等としての森林整備活動も増加しています。

これらの取組を一層広げていくため、この度、県民の関心が高い地球温暖化防止の観点から、森林づくりの効果を「見える化」する制度を創設しました。

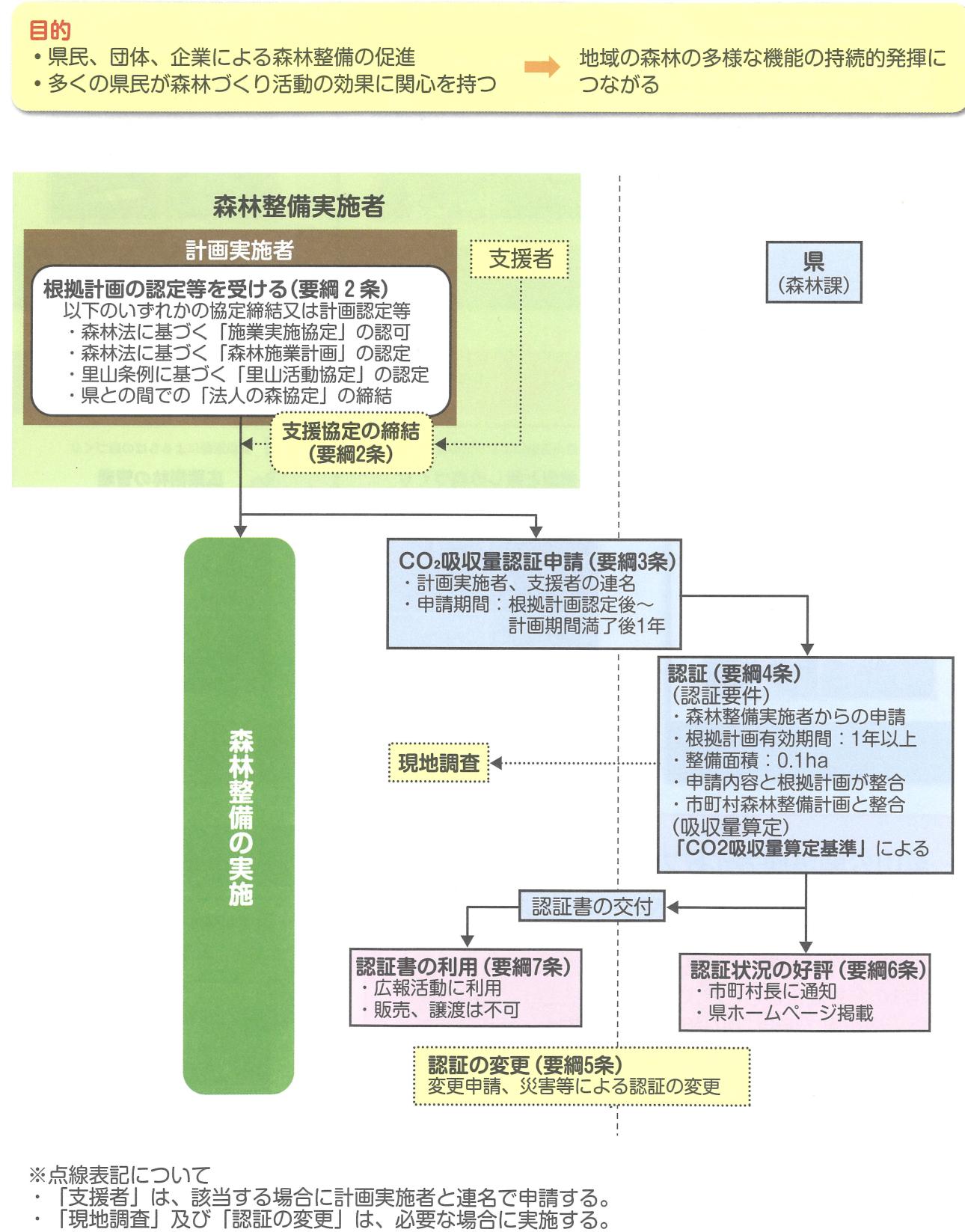
この制度では、県民、団体、企業のみなさんが計画的に手入れ（整備）される森林が吸収するCO₂量を、知事が評価・認証します。

これにより、森林整備を実施されるみなさん自身の社会貢献活動の数値化や広報活動への活用が容易になるとともに、より多くの県民のみなさんが森林整備の効果に関心を持つ契機となり、企業等の森林整備活動への参画が促進されることを期待しています。

2 制度の骨子

対象者	以下の計画等に基づき、森林整備を実施又は支援する県民、団体、企業 ・森林法に基づく認可を受けた施業実施協定（市町村長の認可） ・森林法に基づく認定を受けた森林経営計画（市町村長等の認定） ・里山条例に基づく認定を受けた里山活動協定（知事の認定） ・県有林を対象とした「法人の森制度」等の森林整備に係る県との契約、協定 (※支援者は単独ではなく、計画実施者と連名で申請、認証)
対象行為	対象者が、計画等に基づき実施する植栽、下刈、除間伐等の森林整備活動
認証者	県
吸収量評価手法	森林吸収量 (t-CO ₂) = 森林の整備面積 (ha) × 樹幹の成長推定量 ^{※1} (m ³ /年/ha) × 係数 ^{※2} × 整備後から計画終期までの期間 (年) ※1：成長推定量は、県が作成した林分収穫予想表（樹種・齢級・地位別）の成長量を使用 ※2：係数は「京都議定書3条3及び4の下でのLULUCF活動に関する補足情報」(京都議定書ルール) を準用
手続	(森林整備の根拠となる計画認定、協定締結後) → 対象者からの申請（整備実施前から、根拠計画の期間満了後1年まで可能） → 県の審査、吸収量算定（現地調査を含む） → 県から認証書交付、公表
認証書の利用	広報活動に活用されることを想定

美しいしばの森林づくり 森林整備によるCO₂吸収量認証制度の概要図



※点線表記について

- ・「支援者」は、該当する場合に計画実施者と連名で申請する。
- ・「現地調査」及び「認証の変更」は、必要な場合に実施する。